

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示案について

1. 背景

道路運送法（昭和26年法律第183号）第11条において、一般旅客自動車運送事業者は運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、国土交通大臣が公示する標準運送約款と同一の運送約款を定める場合には、認可を受けたものとみなされることとなっている。

現在、多くの一般乗合旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）（以下「標準運送約款」という。）を使用しているところ、標準運送約款においては運賃及び料金の支払方法について明記されていない。

今般、路線バスにおける車内決済のキャッシュレス化の推進に向けた取組の方向性について、令和5年6月に「ラストワンマイル・モビリティ／自動車DX・GXに関する検討会」においてとりまとめられたことを踏まえ、将来における完全キャッシュレスバスの運行の実現に向け、旅客への適切な情報提供を行うことを前提に、バス事業者において支払方法を限定することが可能となるよう、標準運送約款について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

標準運送約款の「乗車券類の発売」（第7条）及び「運賃及び料金」（第3節）に「支払方法の限定」に係る規定を追加するほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年2月

施 行：公布の日